

# 第4期原村地域福祉計画



令和3年3月  
原村

---

※「障害者」の表記について

「障害者」の表記について、一般的に「障害」、特に「害」という文字は否定的な意味合いが強く、「障がい者」という言葉を用いた方がよいのではないかという意見があり、本計画においては表記を「障がい者」に統一することといたしました。

なお、本計画では、「障害者総合支援法」のような法令名や、「障害者手帳」といった固有名詞についても表記を「障がい者」に統一することとしております。

※用語説明について

用語の説明は、資料編に記載しています。

---

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 地域福祉とは .....	2
3 計画の法的な位置付け .....	3
4 村の主要な計画及び関連計画との関係 .....	4
5 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関係 .....	5
6 計画の期間 .....	6
7 計画の策定体制 .....	6
<b>第2章 原村の地域福祉を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 原村の概況 .....	7
2 地域福祉の現状 .....	10
3 地域福祉推進のためのアンケート調査からみる現状 .....	12
4 地域福祉推進のためのヒアリング調査からみる現状 .....	19
5 第3期原村地域福祉計画の実施状況（評価） .....	20
6 第4期計画における原村の地域福祉を取り巻く重点課題 .....	22
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>26</b>
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 第4期計画の施策体系 .....	28
4 地域福祉における「担い手」の役割 .....	29
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>30</b>
基本目標1 助け合い、支え合いの地域づくり .....	30
基本目標2 地域活動の基盤づくり .....	33
基本目標3 適切な支援へつなげるしくみづくり .....	38
基本目標4 地域で安全に安心して暮らせる村づくり .....	42

<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>44</b>
1 計画の推進体制.....	44
2 計画の進行管理.....	45
<b>参考資料</b> .....	<b>46</b>
1 用語説明.....	46
2 計画の策定経過.....	50
3 原村地域福祉計画推進協議会設置条例.....	51



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

人生100年時代と言われる長寿社会を迎え、私たちが長い人生を安心して生きていくためには、様々な課題を地域の中で解決していくことが重要です。高齢者の増加や少子化による人口減少の影響、また社会生活においては、ライフスタイルが多様化するとともに、単身世帯の増加等により地域とのつながりが希薄化しています。このような社会変化とともに生じる問題は複合的であり、例えば、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、ひきこもり状態などの長期化や8050問題、子育てと介護のダブルケアの問題、貧困や孤独死、自殺者の増加など多岐にわたっています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症、交通事故、詐欺等の様々な脅威や不安が高まっています。

国では、福祉を取り巻く様々な法制度の整備を進め、対応を図っており、介護保険法の改正（平成27年4月施行）において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）においては、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障がい者差別解消法（平成28年4月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布による「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

本村では、平成28年度から5年間の期間とする「第3期原村地域福祉計画」を策定し、“ありがとう”“お互いさま”地域で支え合う福祉の村づくり”を目指し、取組を進めてきました。計画期間が令和2年度に終了することから、策定以降の社会情勢の変化や、本村における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、新たな「第4期原村地域福祉計画」を策定します。

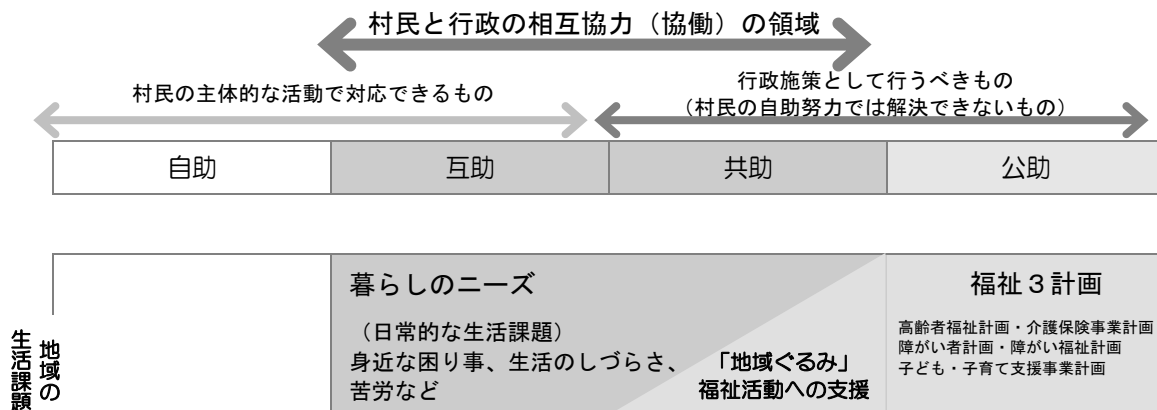
## 2 地域福祉とは

地域福祉の基本的な目的は、住み慣れた地域の中で、家族・近隣の人々・友人・知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、日常生活を送ることができるような状態を創っていくことです。このような「地域福祉」の実現のためには、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な村民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要となってきます。

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障がい福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、地域住民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められてきています。

日ごろ身の回りで起こる問題はまず、個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所のカ（互助）やボランティア、NPOなどの活動（共助）で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や公的制度で解決（公助）する、といった、重層的な取組が必要となってきます。自助・互助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりをもてるよう協働で取り組んでいきます。

【地域福祉計画における「自助」「互助・共助」「公助」の関係図】



### 3 計画の法的な位置付け

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本村の地域福祉を推進するため、村民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

#### 【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

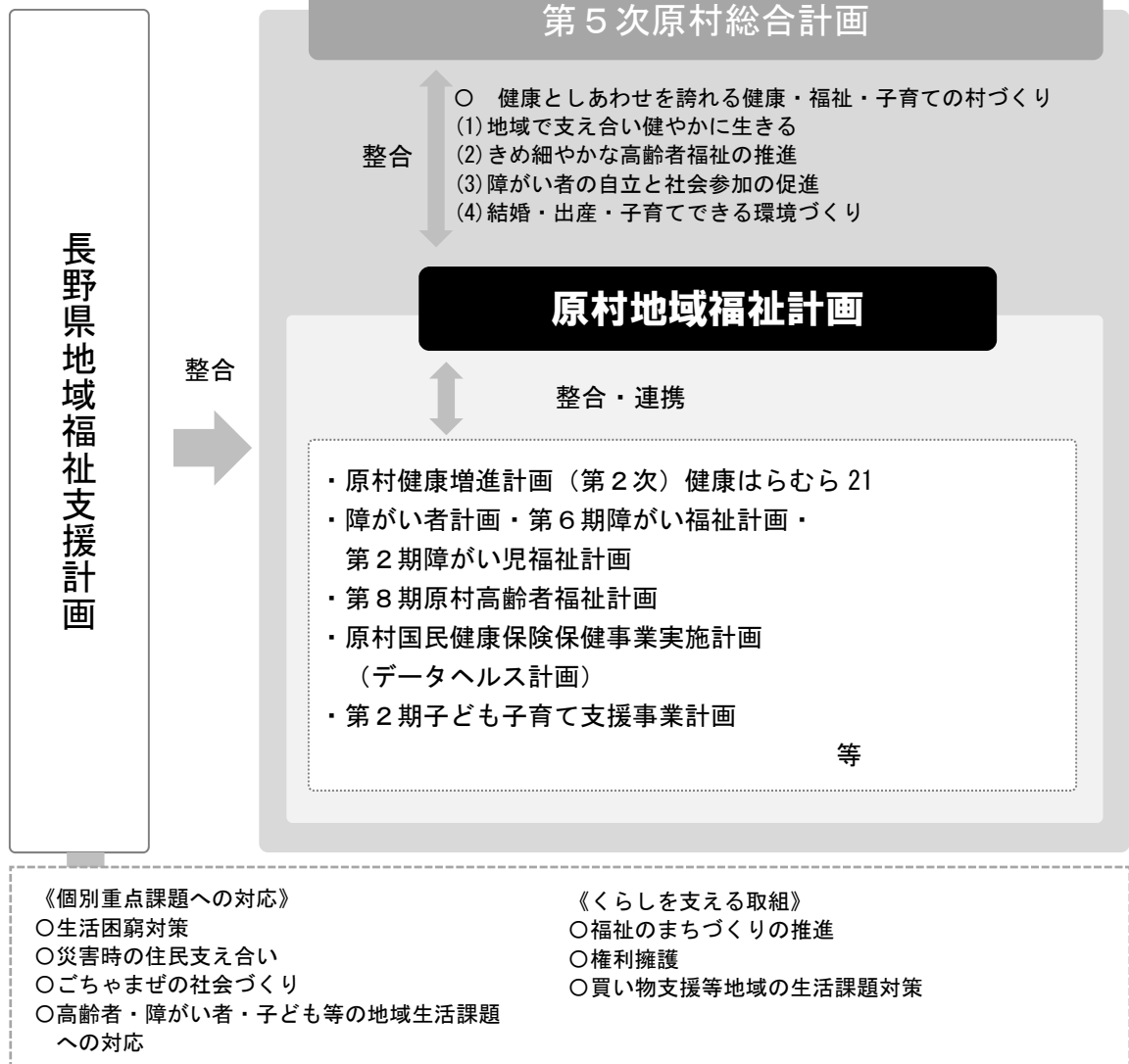
- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 4 村の主要な計画及び関連計画との関係

本村では、平成28年度から令和6年度までの9年間を計画期間とした「第5次原村総合計画」を定め、「人と自然と文化が息づく 美しい村」を将来像に掲げ、まちづくりを展開しています。

本計画は、この「第5次原村総合計画」を上位計画とし、地域福祉の推進にあたっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを保健福祉分野における各個別計画（子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、健康増進計画など）と共有し、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

### 【長野県】





## 5 自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs (Sustainable Development Goals の略)とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに達成するために掲げた国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とのターゲットから構成されています。この SDGs を達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。

「第 5 次原村総合計画後期基本計画」は、新たに「SDGs (持続可能な開発目標)」の理念に共感し、基本目標ごとの施策に対応する SDGs の目標を位置付け、その達成を目指して取り組む実行計画としての役割も果たすものとしています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ■本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

※「第 3 章 3 第 4 期計画の施策体系」で位置付けています。

目標 1. 貧困をなくそう

目標 2. 飢餓をゼロに

目標 3. すべての人に健康と福祉を

目標 4. 質の高い教育をみんなに

目標 5. ジェンダー平等を実現しよう

目標 8. 働きがいも経済成長も

目標 9. 産業と技術革新の基盤を作ろう

目標 10. 人や国の不平等をなくそう

目標 11. 住み続けられるまちづくりを

目標 12. つくる責任、つかう責任

目標 16. 平和と公正をすべての人に

目標 17. パートナリシップで目標を達成しよう

## 6 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	第4期原村地域福祉計画				
	第8期原村高齢者福祉計画				
	障がい者福祉計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画				
	第2期原村子ども・子育て支援事業計画				
	原村健康増進計画（第2次）健康はらむら21				

## 7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、村民アンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、「地域福祉計画推進協議会」において審議を行いました。

なお、「地域福祉計画推進協議会」の委員については、原村民生児童委員協議会会長、原村子ども子育て会議会長、身体障がいをお持ちの方、原村民生児童委員協議会高齢者福祉部会員、原村健康づくり委員会会長、原村ボランティア連絡協議会会長、原村社会福祉協議会事務局次長、原村社会福祉協議会地域福祉の担当で構成し、幅広い分野の関係者で審議を行いました。





## 第 2 章

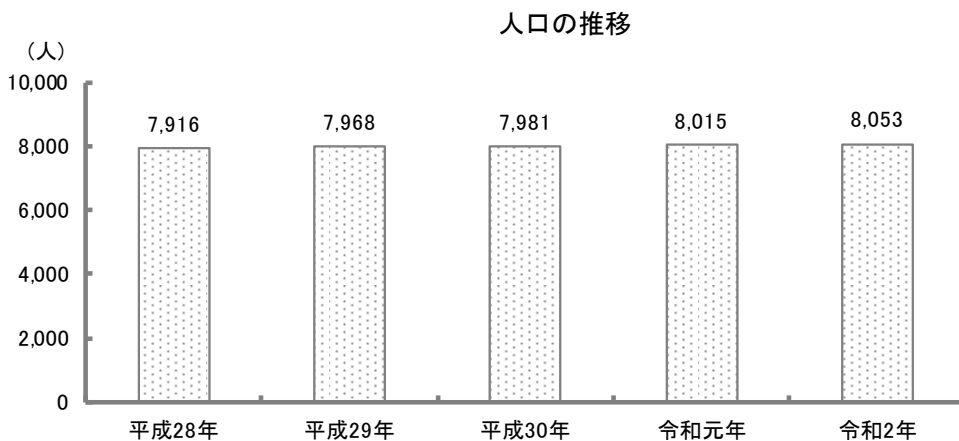
# 原村の地域福祉を取り巻く状況

## 1 原村の概況

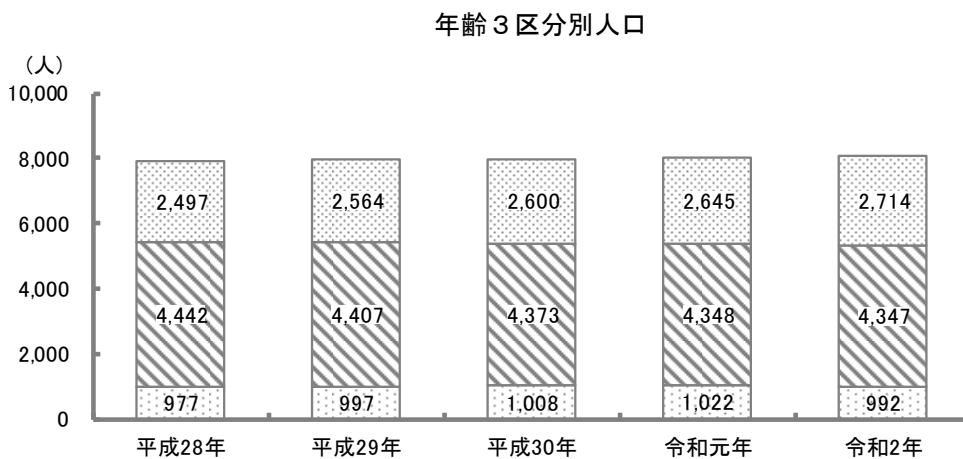
### (1) 人口の推移

本村の人口は増加しており、令和2年では8,053人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は令和元年まで増加していましたが、令和2年では減少しており、992人となっています。15～64歳の生産年齢人口は減少しており、令和2年では4,347人となっています。65歳以上の老年人口は増加しており、令和2年では2,714人となっています。



資料：住民基本台帳 ※すべての外国人を含む（各年10月1日現在）

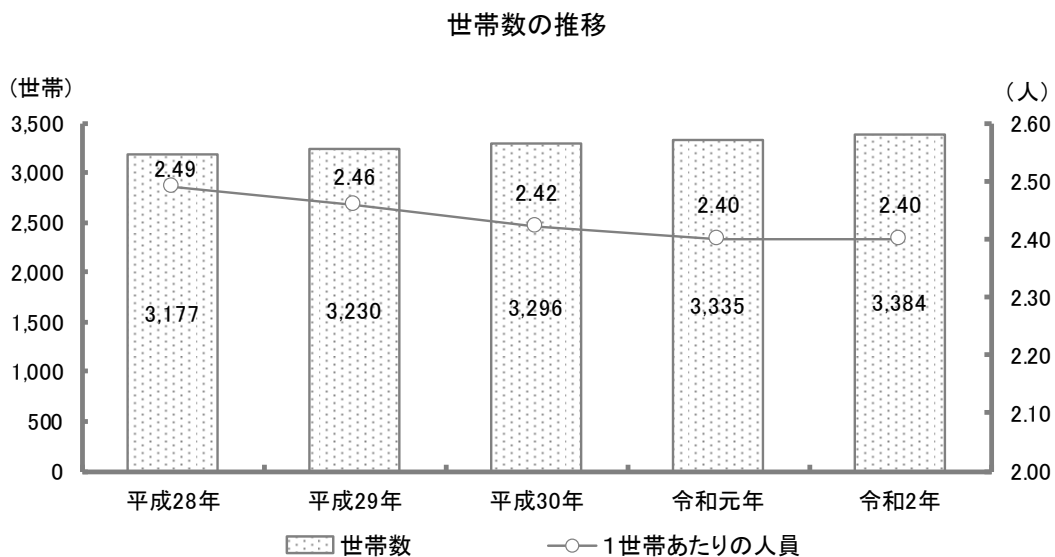


■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

資料：住民基本台帳 ※すべての外国人を含む（各年10月1日現在）

## (2) 世帯数の推移

本村の近年の世帯数は微増しており、令和2年では3,384世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少しており、令和2年では2.40人となっています。

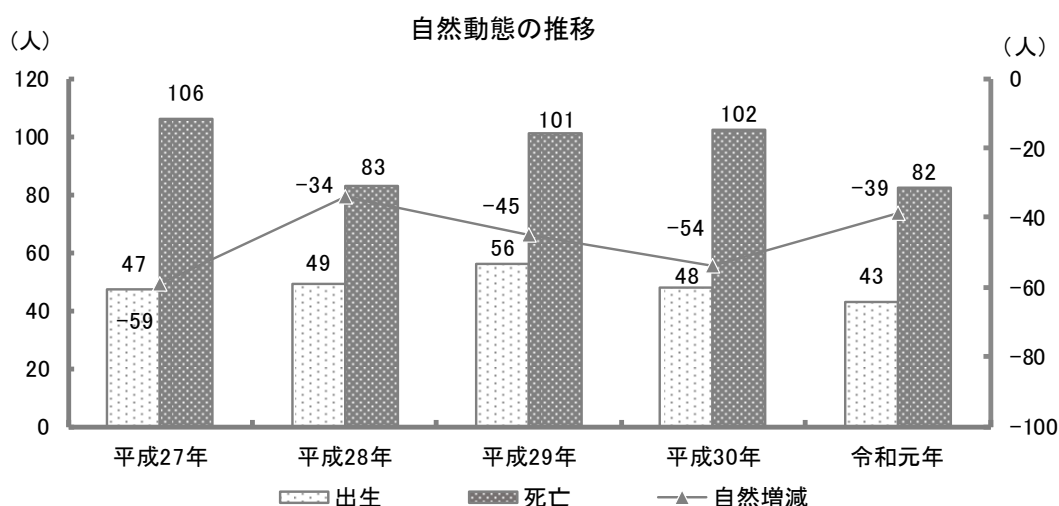


### (3) 人口動態

#### ① 自然動態の推移

出生数・死亡数の推移をみると、出生数は平成29年までは増加していましたが、それ以降は減少しており、令和元年では43人となっています。また、死亡数は減少傾向であり、令和元年では82人となっています。

自然増減は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いています。

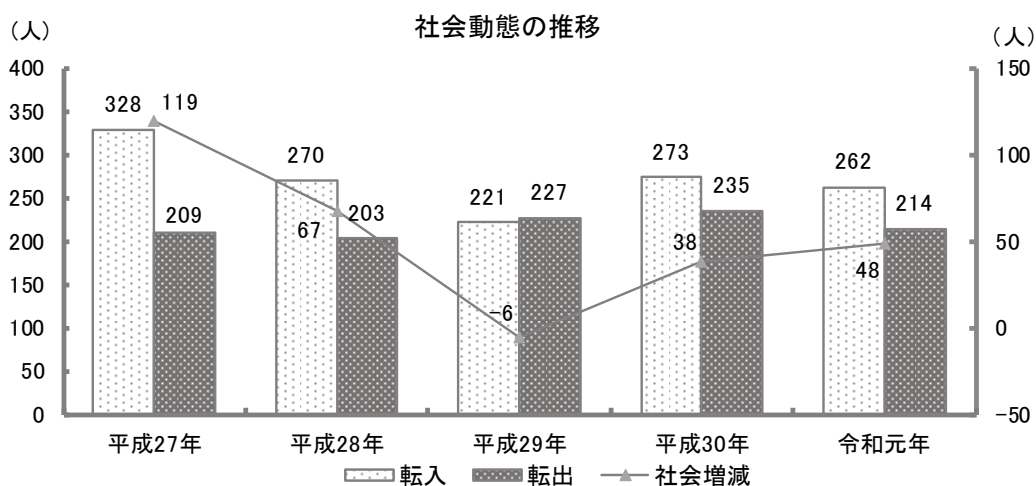


資料：長野県毎月人口異動調査

#### ② 社会動態の推移

転入数・転出数の推移をみると、転入数は減少傾向であり、令和元年では262人となっています。また、転出数は平成30年まで増加していましたが、令和元年では減少しており、214人となっています。

また、平成29年以外は転入数が転出数を上回る「社会増」が続いており、令和元年はその差が48人となっています。



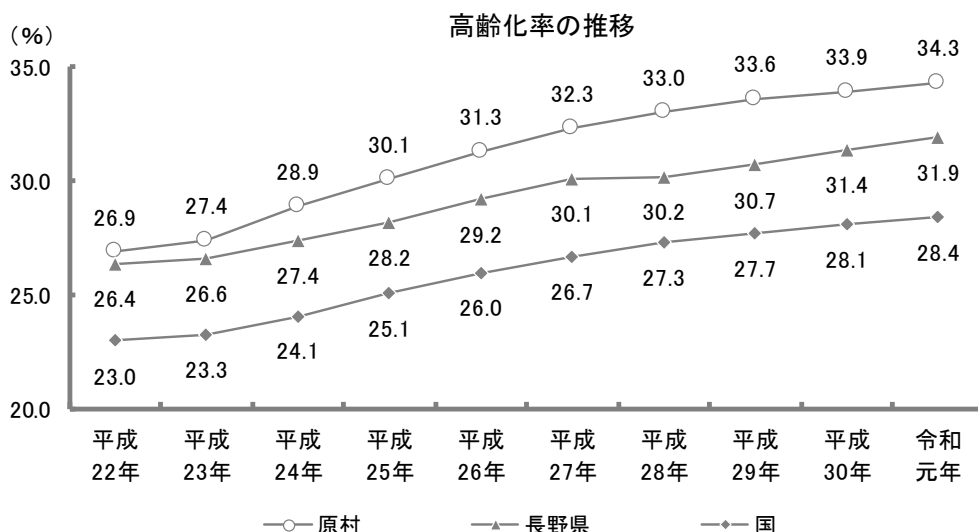
資料：長野県毎月人口異動調査

## 2 地域福祉の現状

### (1) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、増加しています。令和元年では34.3%であり、3人に1人以上が高齢者となっています。

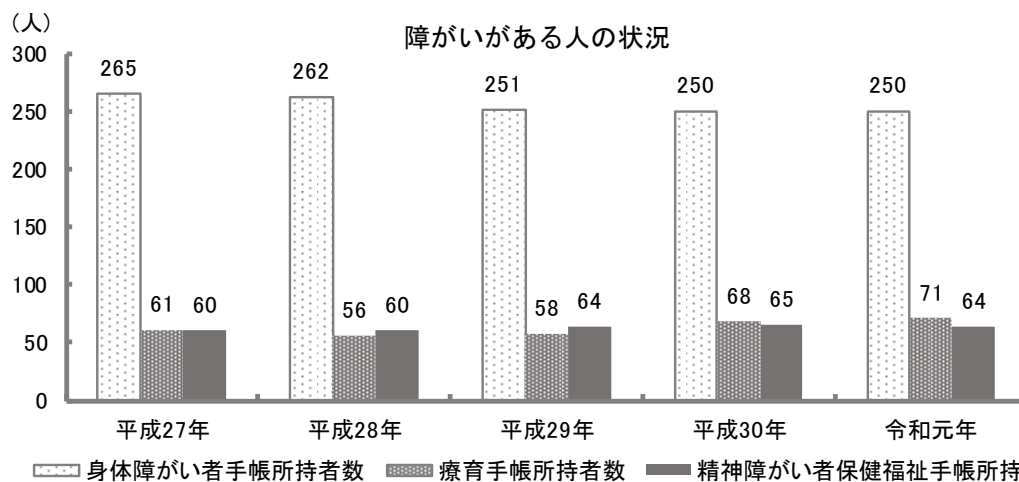
また、本村は国・長野県と比較すると、高い水準で推移しています。



資料：総務省統計局・人口推計、長野県毎月人口異動調査

### (2) 障がいがある人の状況

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向であり、令和元年には250人となっています。療育手帳所持者数は平成29年まで減少していましたが、それ以降は増加しており、令和元年では71人となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和元年には64人となっています。



資料：原村障がい者福祉計画

### (3) 生活保護の状況

生活保護受給者数は横ばい傾向となっています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
受給者数（人）	7	7	7	7	8
高齢世帯	3	3	3	3	3
その他	4	4	4	4	5

資料：諏訪保健福祉事務所（各年度3月3日現在）

### (4) 民生児童委員の状況

民生児童委員への相談件数は減少傾向であり、令和元年では519件となっています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
登録委員数（人）	24	24	24	24	24
全体相談件数（件）	995	863	397	432	519

資料：福祉行政報告例



### 3 地域福祉推進のためのアンケート調査からみる現状

#### (1) アンケート調査の概要

##### ① 調査の目的

住民の方々の現状や意識、意見、考え方などを聞き、令和3年度からの「原村地域福祉計画」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

##### ② 調査対象

原村在住の方

##### ③ 調査期間

令和2年9月10日から令和2年9月18日

##### ④ 調査方法

広報による配布・郵送による回収

##### ⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,681 通	621 通	23.2%

##### ⑥ 調査結果の表示方法

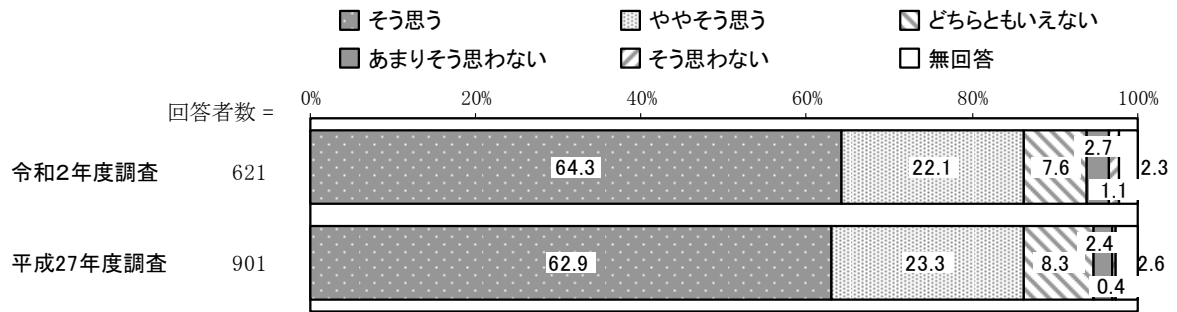
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。



## (2) アンケート調査結果

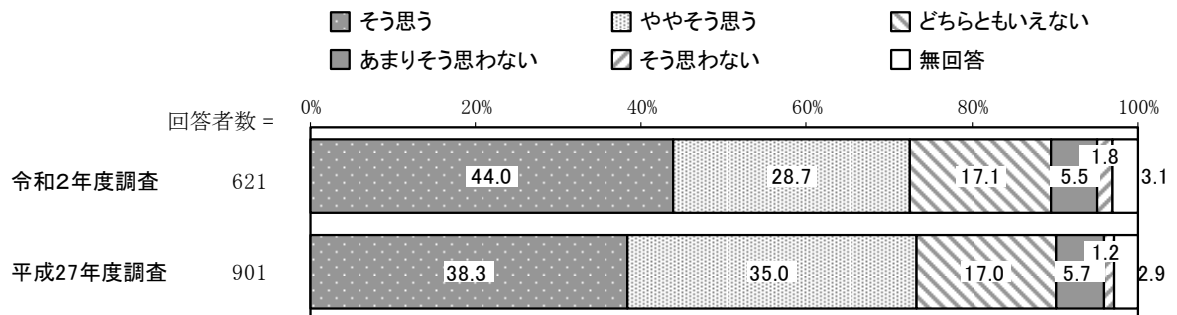
### ① 隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたいか。

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が86.4%となっています。



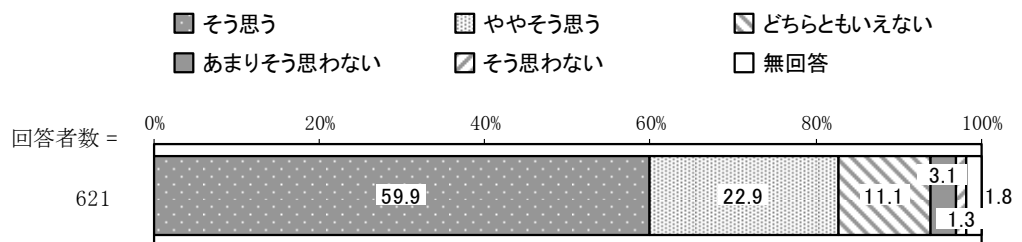
### ② 住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいか。

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が72.7%となっています。



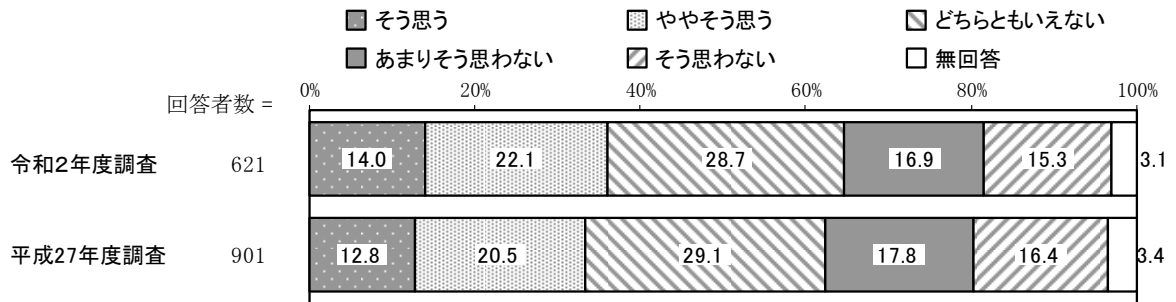
### ③ 自らの生活を豊かにするためにも、人と人とのつながりを大切にしたいか。

「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が82.8%となっています。



④ 時間に余裕がある人や、やる気のある人が地域にかかわればよい。

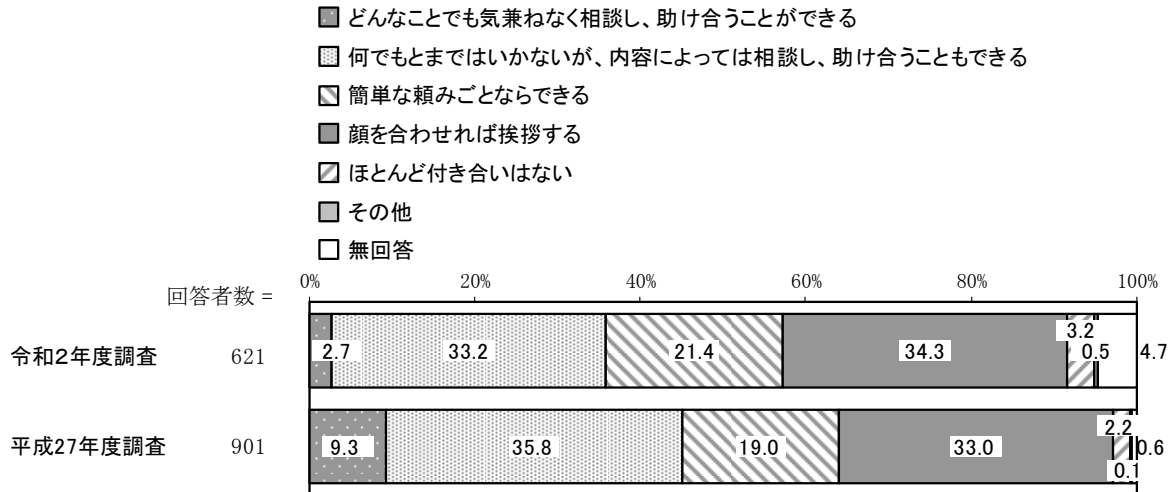
「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が36.1%となっています。



⑤ 普段、となり近所や地域の人とどの程度の付き合いをしていますか。

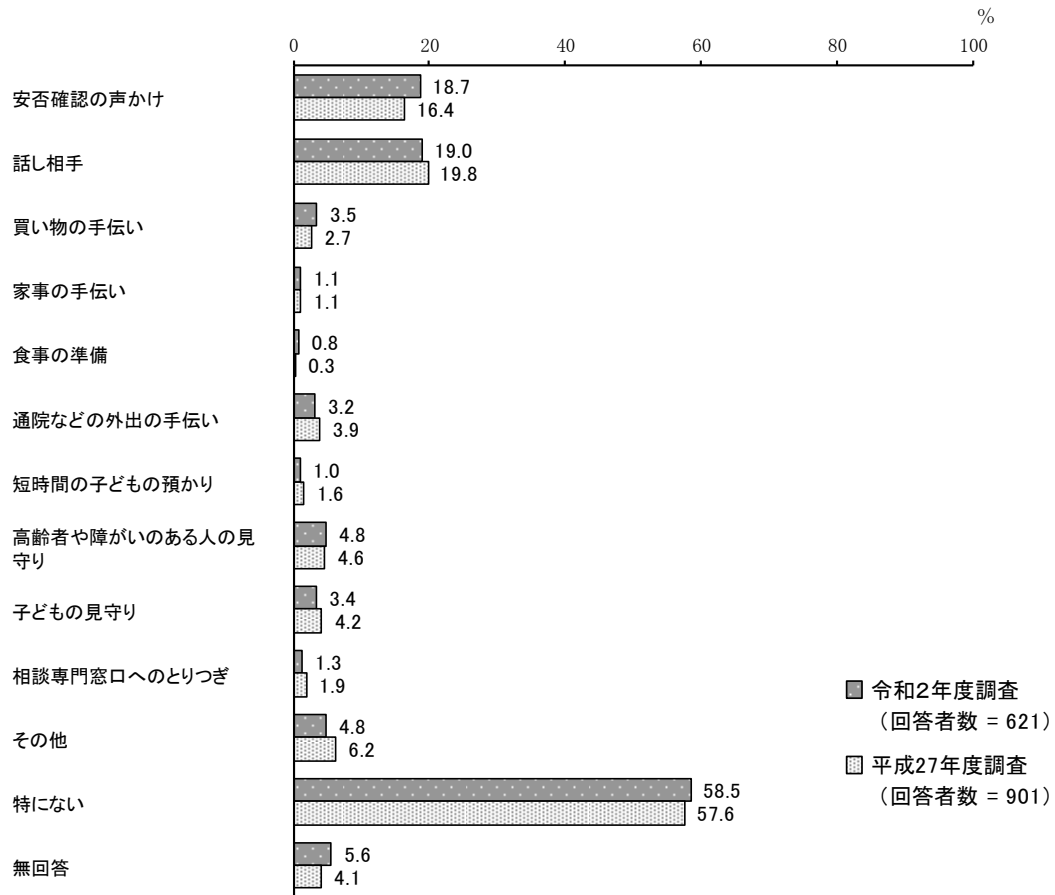
「顔を合わせれば挨拶する」の割合が最も高く、次いで「何でもとまではいかないが、内容によっては相談し、助け合うこともできる」の割合が高くなっています。

平成27年度調査と比較すると、「どんなことでも気兼ねなく相談し、助け合うことができる」の割合が減少しています。



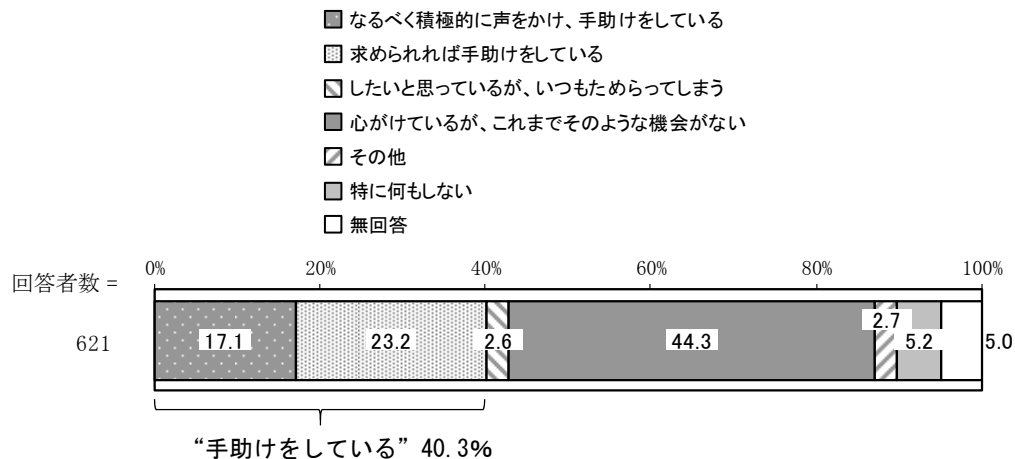
⑥ 地域の人に対して実際に支援していることはありますか。

「特にない」の割合が58.5%と最も高くなっています。



⑦ 障がいのある方が困った様子でいるときに手助けをしていますか。

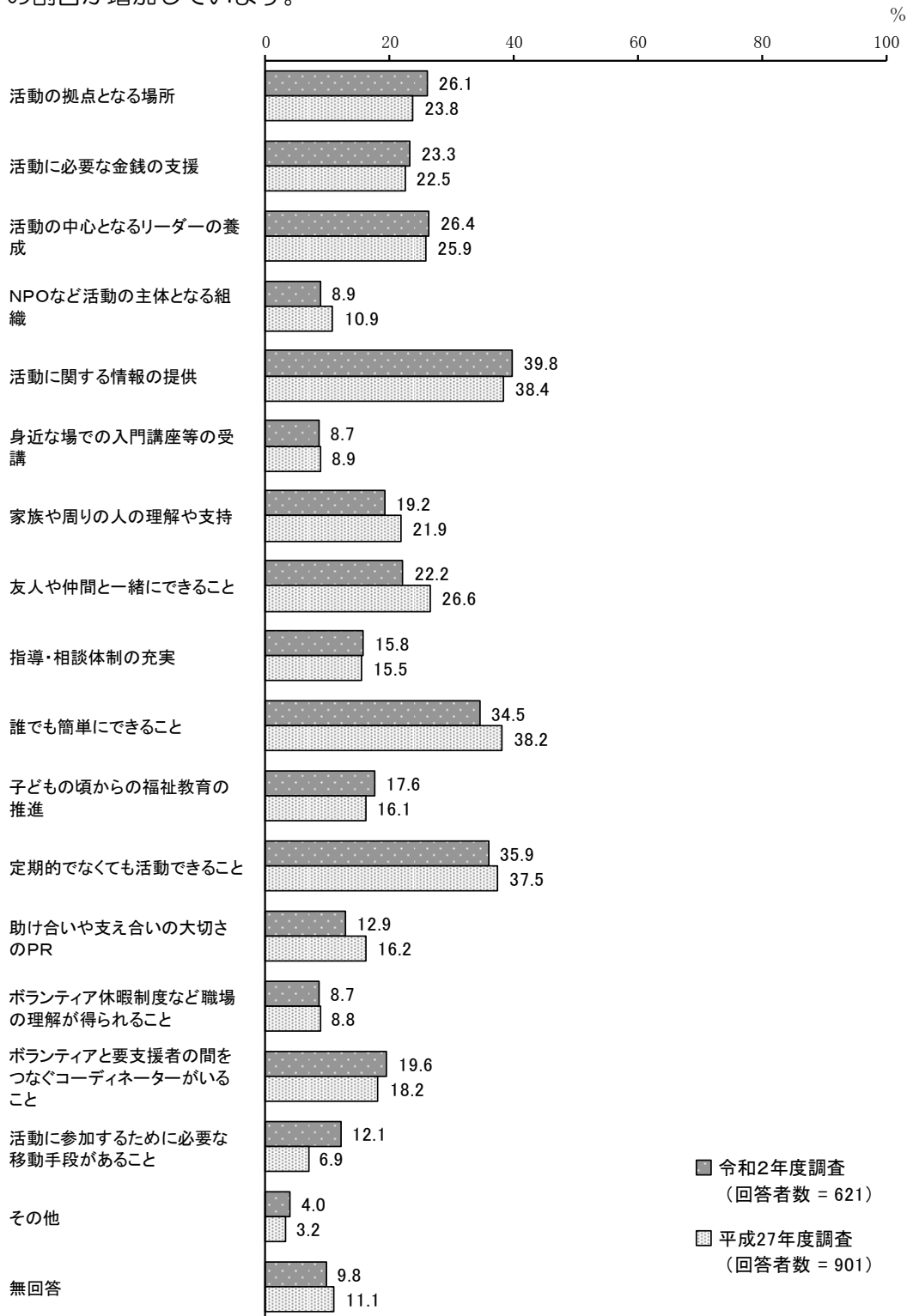
「心がけているが、これまでそのような機会がない」の割合が44.3%と最も高く、なっています。また、「なるべく積極的に声をかけ、手助けをしている」と「求められれば手助けをしている」を合わせた“手助けをしている”の割合が40.3%となっています。



⑧ 住民同士の助け合いや支え合いによる活動を活発にするためには、  
どのようなことが必要だと思いますか。

「活動に関する情報の提供」の割合が39.8%と最も高く、次いで「定期的でなくても活動できること」、「誰でも簡単にできること」の割合が高くなっています。

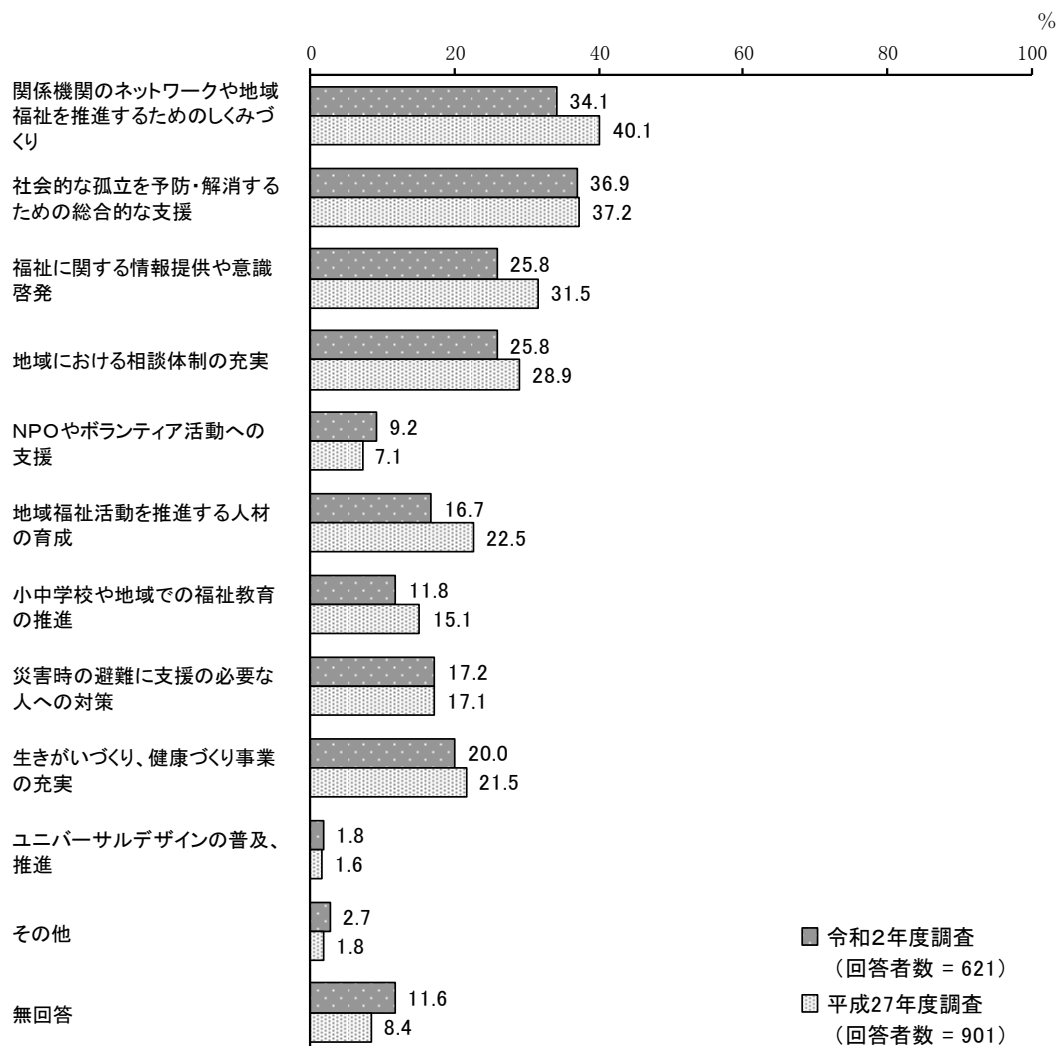
平成27年度調査と比較すると、「活動に参加するために必要な移動手段があること」の割合が増加しています。



⑨ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の福祉を充実させていく上で、原村が力を入れるべき点は何だと思いませんか。

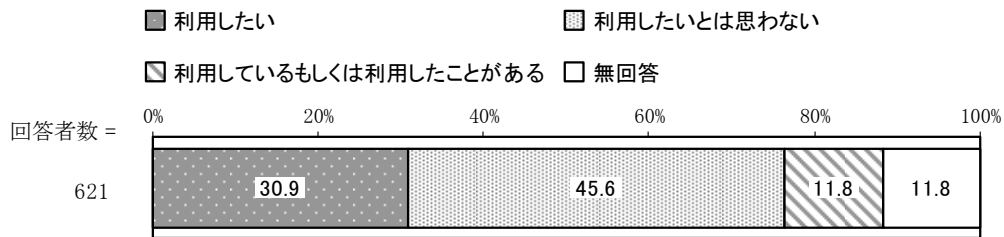
「社会的な孤立を予防・解消するための総合的な支援」の割合が36.9%と最も高く、次いで「関係機関のネットワークや地域福祉を推進するためのしくみづくり」の割合が34.1%、「福祉に関する情報提供や意識啓発」、「地域における相談体制の充実」の割合が25.8%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「関係機関のネットワークや地域福祉を推進するためのしくみづくり」「福祉に関する情報提供や意識啓発」「地域福祉活動を推進する人材の育成」の割合が減少しています。



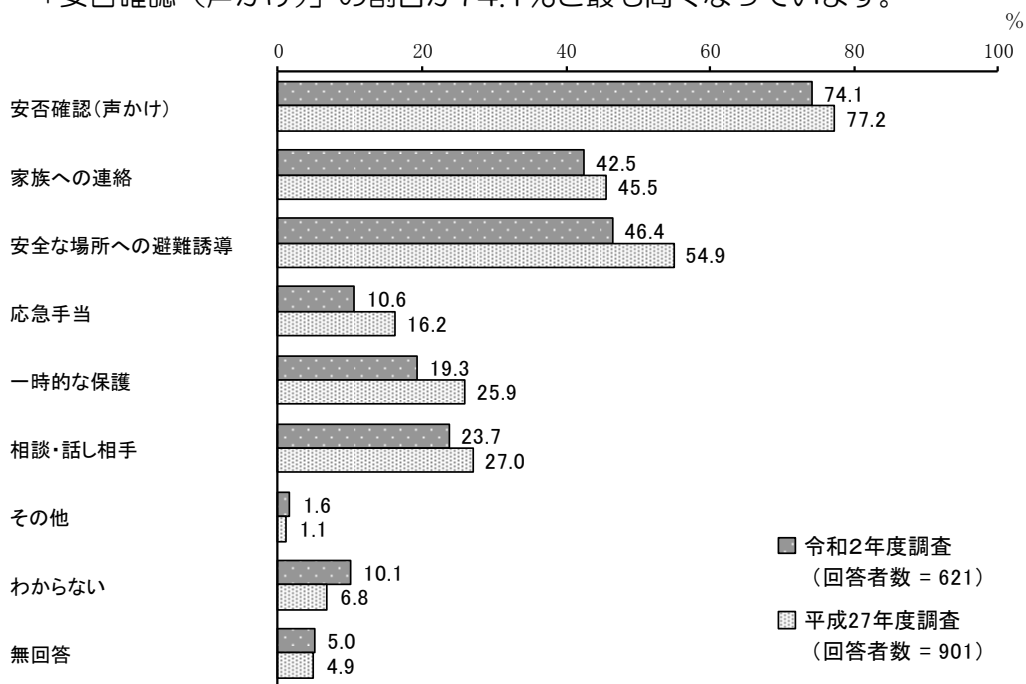
⑩ 「おいでなして原宿」を今後、利用してみたいと思いますか。

「利用したいとは思わない」の割合が45.6%と最も高くなっています。



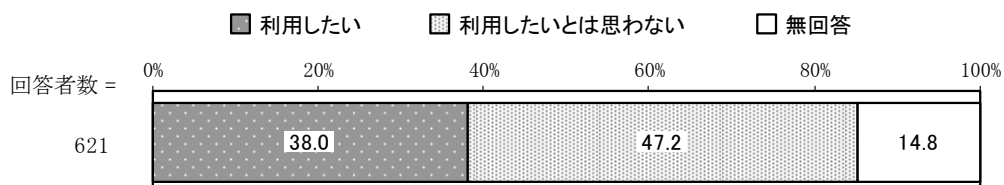
⑪ 災害時に避難支援の必要な人のために、どのような助けあいや協力ができますか。

「安否確認（声かけ）」の割合が74.1%と最も高くなっています。



⑫ 「ボランティアポイント」の仕組みが開始されたら、利用したいと思いますか。

「利用したい」の割合が38.0%、「利用したいとは思わない」の割合が47.2%となっています。



## 4 地域福祉推進のためのヒアリング調査からみる現状

### (1) 調査の概要

「原村地域福祉計画」策定の基礎資料として、アンケート調査の結果を補完するため、村内の関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。

なお、調査実施にあたっては、令和2年11月に郵送等による配布・回収を行いました。

#### 《調査対象》

- ・村内の福祉分野の企業の方（回収6件）
- ・前民生委員児童委員（回収15件）
- ・民生児童委員・区長等（回収30件）
- ・村内企業で住民対応の窓口を担当している方（回収24件）
- ・原村の地域活動にご協力いただいている方（回収4件）

### (2) 主な調査結果

- ・地域行事への協力を通じて、地域の活性化に役立ちたい。（福祉関係）
- ・原村には、原村学など、地元のよさを子どもの頃から学べる環境がある。（福祉関係）
- ・買い物、行政手続、金融、図書館、中央公民館が近接している（くらしやすさ、他の町村でおどろかれること）。（福祉関係）
- ・（ひとつの世帯で）分野をまたがる複合的な困難を抱えるケースが増えている。（福祉関係、民生委員児童委員）
- ・対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている。（福祉関係、民生委員児童委員）
- ・地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている。（民生委員児童委員）
- ・ひとり暮らし高齢者の増加。（民生委員児童委員）
- ・地域活動の担い手が少ない。（民生委員児童委員）
- ・地域活動への参加者の高齢化（減少）。（民生委員児童委員）
- ・公共交通や生活面での充実。（福祉関係）
- ・情報発信や対応への遅れがあることなど、新たな視点の受け入れが必要。（福祉関係）
- ・未就学児の託児（特に休日）、病児保育、中、高生の放課後の居場所が必要。（福祉関係）

## 5 第3期原村地域福祉計画の実施状況（評価）

第3期原村地域福祉計画は、基本理念の考え方を具現化する5つの基本目標を設定し、推進してきました。実施状況から、次のとおり評価として取りまとめました。

### 基本目標1 地域を支える人づくり（地域福祉の基本的な考え方）

誰もが安心して暮らすことのできる社会を目指して、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりを推進してきました。

相談体制・苦情対応制度の整備として、地域福祉センターの総合相談窓口を充実し、住民一人ひとりが的確な相談を身近な地域で受けられるよう体制づくりに努めているものの、相談場所がわからないといった住民からの声もあり、周知不足が課題となっています。

また、福祉サービスへの住民の参画として、有償ボランティアサービス事業（原村ねこの手サービス）を展開しています。今後、ボランティアポイント制度等の導入について検討が進められています。

### 基本目標2 未来を担う人づくり（子ども・子育て支援の基本的な考え方）

子育て家庭を村全体で温かく見守り、必要なときには相互連携による手助けを行うなど子育てを支え合う環境づくりを推進してきました。

妊娠出産における安心の確保と支援として、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、母親学級、妊産婦訪問、不妊治療への支援、産後ケア事業などの取組を充実してきました。

また、思春期における健やかな心身の育成として、原っ子保健委員会において生活実態調査を調査し、課題分析による家庭にフィードバックするなど一定の成果を上げているとともに、小中学校では県のスクールカウンセラーの活用と子育て支援係に設置した相談員を2人体制により充実することができています。

### 基本目標3 すべての住民が安心できる環境づくり（障がい者福祉の基本的な考え方）

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域で支え合う村づくりを推進してきました。

啓発・広報の推進として、民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体



をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等での障がいのある人との交流の場を確保してきましたが、参加者が固定されている面もあるため、さらなる啓発、周知の工夫が必要となっています。

また、相談ネットワークの充実として、諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」を中心に、関係相談窓口の連携を強化しています。一方で、相談が煩雑化していることや、発達特性の強いお子さんが増えたことにより、言葉の相談だけでなく、療育支援体制の整備など、複数の係や関係機関が連携して対応する必要があります。

#### 基本目標 4 住み慣れた地域で生活できる仕組みづくり（高齢者福祉の基本的な考え方）

すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

介護予防の推進として、地域包括支援センターと連携し、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業の充実を図っています。今後は、住民主体を基本とし、地域の中に生きがいや役割をもって生活でき、高齢者が興味関心をもって参加できるような形での「通いの場」を立ち上げていく必要があります。

また、社会参加への支援として、地域の特性やニーズに合わせた生活の足を確保できるよう検討していく必要があります。

#### 基本目標 5 いきいきとした生活ができる地域づくり（健康づくりの基本的な考え方）

受けやすいがん検診の体制づくりとして、気軽に相談のできる場や情報の提供などに取り組んできました。各種がん検診、健康診査を年に一度は受診するよう促すことが重要な課題であるとともに、引き続き、各種健診後や健診結果により、相談、指導に努め、住民と行政が一緒になって健康施策をつくり、一緒に展開していく、「こうありたい型」の健康づくりを推進していく必要があります。

##### 《まとめ》

第4期計画に向けて、住民一人ひとりが福祉に関する意識を更に高め、住民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して地域福祉を推進していくことが必要です。

第4期計画は、個別計画（子ども・子育て支援計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進計画など）との役割を明確にするため、地域福祉に焦点を絞って推進していく必要があります。それぞれの計画が進捗状況をお互いに共有、連携して計画を推進していきます。

## 6 第4期計画における原村の地域福祉を取り巻く重点課題

統計データやアンケート及びヒアリング結果を基に、次のとおり第4期計画における原村の地域福祉を取り巻く重点課題を整理しました。

### ① 助け合いの気持ちが行動として実践できる地域活動の創出が必要であり、若い世代を巻き込んだ地域のつながりの強化が必要

本村では、高齢化率が35%となっており、3人に1人が高齢者となっています。75歳以上の後期高齢者についても増加しており、15歳から64歳のいわゆる現役世代が減少する一方で、支援が必要な方々の増加が予測されています。

本村では、地域でのつながりを大切にしたい村民や地域活動に参加したい村民が多いという強みがあり、高齢化率が高いものの、地域で支援が必要な方々を見守り、支援につなげることができる可能性があります。一方で、地域の基盤となる地域活動を維持する人材が不足していることが大きな課題となっています。

支援が必要な方々の増加が予測されるなかで、若い人々の参加や他地区や村外の様々な人々の参加を視野に入れて、地域活動を維持し、支援が必要な人々を見守り、支援につなげていくことが必要です。

#### 【地域福祉推進のためのアンケート調査からの意見】

- ・隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたいと思う割合が高い
- ・住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいと思う割合が高い
- ・自らの生活を豊かにするためにも、人と人とのつながりを大切にしたいと思う割合が高い

#### 【地域福祉推進のためのヒアリング調査からの意見】

- ・地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている
- ・ひとり暮らし高齢者の増加
- ・地域活動の担い手が少ない
- ・地域活動への参加者の高齢化（減少）

#### 【関連計画（第2期原村子ども・子育て支援事業計画）からの現状と課題】

- ・社会から孤立した中で子育てが行われている

#### 【関連計画（第8期原村高齢者福祉計画）からの現状と課題】

- ・要介護認定率が高い後期高齢者が増加
- ・家族や友人・知人以外の相談先は、「地域包括支援センター・役場」が最も高く、次いで「いない」が高い

#### 【社会的な動向からの機会や脅威】

- ・少子高齢化の急速な進展
- ・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えている
- ・ひきこもりなどの長期化による8050問題
- ・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えている
- ・共働き世帯の増加
- ・ライフスタイルの多様化

## ② 住み慣れた地域で、だれもが自立した生活を送ることが出来る環境づくりが必要

本村では公共交通機関の利用が難しく、買い物・病院への通院に困難を抱えている方がみられます。

高齢になっても障がいがあっても、これまで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院、買い物などに伴う「移動・外出」が欠かせません。また、身体機能の低下により、外出が困難になる高齢者がみられており、高齢者の免許返納の問題も含めて考えると、移動・外出支援のニーズは今後も増加することが予測されます。買い物や通院など、日常生活の維持のために必要な外出に制約を受けている人々の移動手段の確保・支援を図ることで、在宅で自立した生活を維持することが必要です。

### 【地域福祉推進のためのアンケート調査からの意見】

- ・平成 27 年度調査と比較すると、「活動に参加するために必要な移動手段があること」の割合が増加

### 【地域福祉推進のためのヒアリング調査からの意見】

- ・公共交通や生活面での充実

### 【関連計画（第 2 期原村子ども・子育て支援事業計画）からの現状と課題】

- ・子ども・子育て支援センターによる親子や親同士が集える場所の確保や地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要

### 【関連計画（第 8 期原村高齢者福祉計画）からの現状と課題】

- ・福祉輸送サービス事業について、利用目的が限られている。買い物や美容院に行くなどには利用できず、利用しづらいとの意見がある

### 【関連計画（原村障がい者福祉計画）からの現状と課題】

- ・外出するときに困っていることとして、「建物の階段・段差」の割合が高く、「利便性が悪い」「移動手段が少ない」と感じている

### 【社会的な動向からの機会や脅威】

- ・高齢者の免許返納

### ③ 制度やサービスの認知度の向上と、行政の相談窓口等の利用しやすい体制の整備が必要

本村では、各地域において、日頃の地域活動等において、顔の見える関係づくりが実施できており、普段生活する上での悩みや困りごとを話しあえる関係づくりが構築できています。しかし、ヒアリング調査では、地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えていることや、ひとり暮らし高齢者の増加など、身近な相談についての必要性が高くなっています。

身近な地域で生活の悩みを話し合える関係を維持していくとともに、社会福祉協議会や行政等の専門的な相談につなぐネットワークを構築し、複雑化・多様化する生活課題について、解決につながる仕組みづくりの構築が必要です。

#### 【地域福祉推進のためのアンケート調査からの意見】

- ・住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したいと思う割合が高い
- ・普段、となり近所や地域の人との程度の付き合いについて、平成 27 年度調査と比較すると、「どんなことでも気兼ねなく相談し、助け合うことができる」の割合が減少している
- ・住民同士の助け合いや支え合いによる活動を活発にするためには、「活動に関する情報の提供」の割合が最も高い

#### 【地域福祉推進のためのヒアリング調査からの意見】

- ・ひとり暮らし高齢者の増加
- ・情報発信や対応への遅れ
- ・新たな視点の受け入れ
- ・未就学児の託児（特に休日）、病児保育、中、高生の放課後の居場所

#### 【関連計画（第 2 期原村子ども・子育て支援事業計画）からの現状と課題】

- ・気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」は、1 割未満
- ・乳幼児健診の受診率はほぼ 100%と高い
- ・子育ての情報をインターネットや SNS などから入手する人が増えているが信頼性に欠ける場合が多い。正しい情報を入手できるような体制や手段が必要

#### 【関連計画（第 8 期原村高齢者福祉計画）からの現状と課題】

- ・認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が 61.3%

#### 【関連計画（原村障がい者福祉計画）からの現状と課題】

- ・相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制の整備に努めてきた
- ・アンケート調査では様々な悩みを抱えている障がい者がいることがうかがえる
- ・悩みについての相談相手は「家族・親戚」の割合が 7 割以上と高く「障がい者施設の職員」などの割合は 2 割以下

#### 【社会的な動向からの機会や脅威】

- ・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えている
- ・生活困窮者の増加
- ・ダブルケアの問題
- ・2025 年問題による介護ニーズの増加
- ・ひきこもりなどの長期化による 8050 問題
- ・子育てにおける孤立化、子育てに対する不安感の増大

#### ④ 災害・防災情報の周知と、地域での防犯、防災に対する助け合いの仕組みづくりと、災害時避難行動要支援者の支援体制づくりの構築

アンケート調査では、災害が発生したときに、災害時に避難支援の必要な人のための助けあいや協力ができることとして、「安否確認（声かけ）」の割合が最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」、「家族への連絡」の割合となっています。

災害時に支援が必要な方々が安全に避難できるよう、また、住民が自らの命が守れるよう、地域での顔の見える関係づくりをすすめるとともに、避難が必要な方の支援方法の検討、避難場所の周知等、いざとなった際に迷いなく避難できるようにすることが必要です。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少しました。これにより、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。感染対策を意識しながらも、地域福祉活動を通して住民同士がつながることの歩みを止めないことが大切です。住民一人ひとりが新しい生活様式を理解して、安心・安全な福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

##### 【地域福祉推進のためのアンケート調査からの意見】

- ・災害が発生したときに、災害時に避難支援の必要な人のための助けあいや協力ができることとして、「安否確認（声かけ）」の割合が最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」、「家族への連絡」
- ・普段、となり近所や地域の人とどの程度の付き合いをしているかについて、平成27年度調査と比較すると、「どんなことでも気兼ねなく相談し、助け合うことができる」の割合が減少している
- ・住民同士の助け合いや支え合いによる自治活動や生活支援、ボランティア活動を活発にするためには、「活動に関する情報の提供」の割合が最も高い
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の暮らしに深刻な影響が出ている中、住民の交流の場づくりの継続やイベントの開催について、「様々に工夫を凝らしながら活動を継続する」の割合が最も高い

##### 【地域福祉推進のためのヒアリング調査からの意見】

- ・地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている
- ・ひとり暮らし高齢者の増加
- ・情報発信や対応への遅れ

##### 【関連計画（原村障がい者福祉計画）からの現状と課題】

- ・「災害が起こった際の情報をすぐに得られない」、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配」の割合が高い

##### 【社会的な動向からの機会や脅威】

- ・家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えている
- ・東日本大震災、熊本地震でも、災害時に支援を要する方の安全確保や支援体制づくりの重要性が認識された
- ・近い将来高い確率で大規模地震が予想されている
- ・新型コロナウイルス感染症が拡大している



## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

基本理念とは、計画全体を貫く基本となる考え方であり、これからの福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

住民一人ひとりが自ら住む地域に積極的に関わり、年齢や性別、障がいの有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、「お互いが個人として尊重し合い、それぞれの特性を活かしながら支え合い、それぞれがその人らしく生活することのできるまち」が、誰もが安心して暮らすことができる地域であると考えます。

第1期から第3期計画まで、地域における豊かな絆を育み、“ありがとう”と“お互いさま”の気持ちが行き交う安心な地域社会を目指してきました。

今回実施したアンケート調査でも、本村の住民には、地域のつながりを大切にしたい住民の気持ちが多くあります。しかし、様々な取り巻く環境により、行動に移せない住民も多くいます。この気持ちをしっかりと受け止め、地域づくりに貢献できるきっかけやしくみを創っていくことが大切です。

本計画の基本理念については、原村総合計画の基本理念と整合を図るとともに、第3期計画まで掲げた基本理念の考え方を継承し、本村が目指す地域社会の実現に向けて「“ありがとう” “お互いさま” 地域で支え合う福祉のむら」と設定します。

**“ありがとう” “お互いさま”  
地域で支え合う福祉のむら**

## 2 基本目標

基本理念である「ありがとう」「お互いさま」地域で支え合う福祉のむら」を実現するため、次のとおり、4つの基本目標とそれぞれの基本施策を定めます。

### 基本目標 1 助け合い、支え合いの地域づくり

村民の福祉意識をより高め、地域での交流の機会を増やし、人と人との絆を強めていきます。さらに地域福祉コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進します。

### 基本目標 2 地域活動の基盤づくり

地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動の支援を図るとともに、次代を担う子どもへの福祉教育を充実し、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。また、地域福祉活動のネットワークづくりを進めるとともに、地域が活動しやすい環境の整備や外出を支援します。

### 基本目標 3 適切な支援へつなげるしくみづくり

誰もが福祉等に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑化多様化する問題に対応する相談支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。

また、生活困窮者やひきこもり等、制度の狭間にいる方に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の支援ネットワークづくりをさらに進めていきます。

### 基本目標 4 地域で安全に安心して暮らせる村づくり

高齢者や障がい者等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、地域の中で子どもからお年寄りまで健康で安心できる暮らしづくりを推進します。

### 3 第4期計画の施策体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]

“ありがとう”

“お互いさま”

地域で支え合う福祉のむら

基本目標 1  
助け合い、支え合いの  
地域づくり



基本目標 2  
地域活動の基盤づく  
り



基本目標 3  
適切な支援へつなげ  
るしくみづくり



基本目標 4  
地域で安全に安心し  
て暮らせる村づくり



(1-1) 近所付き合いに対する意識を高める

(1-2) 見守りや助け合いに対する意識を行動  
につなげる

(1-3) 困っている人のニーズの発信と吸い  
上げ

(2-1) 住み慣れた地域で生活するための  
環境づくり

(2-2) ボランティア活動の推進

(2-3) 地域福祉推進組織の育成支援

(3-1) 相談に結びつけるための支援を充実  
する

(3-2) 地域活動と公的な支援との連携による  
支援体制の確立

(4-1) 災害時における避難行動要支援者の  
把握と地域での援助体制の充実

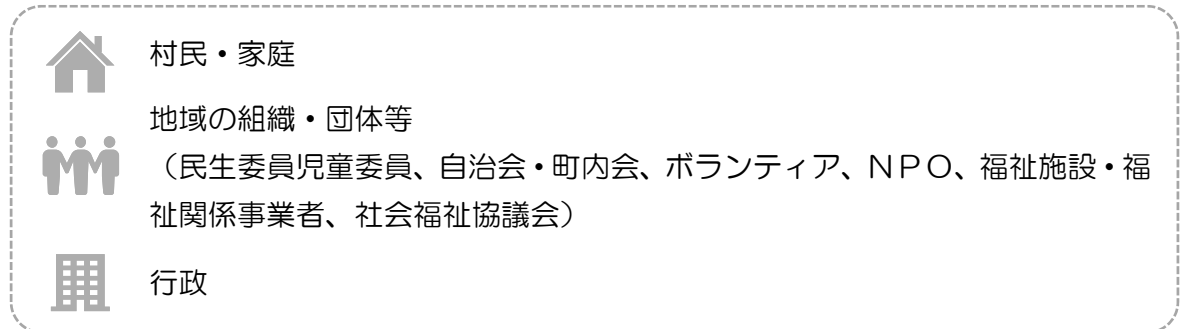
(4-2) 防犯と交通安全活動の推進



## 4 地域福祉における「担い手」の役割

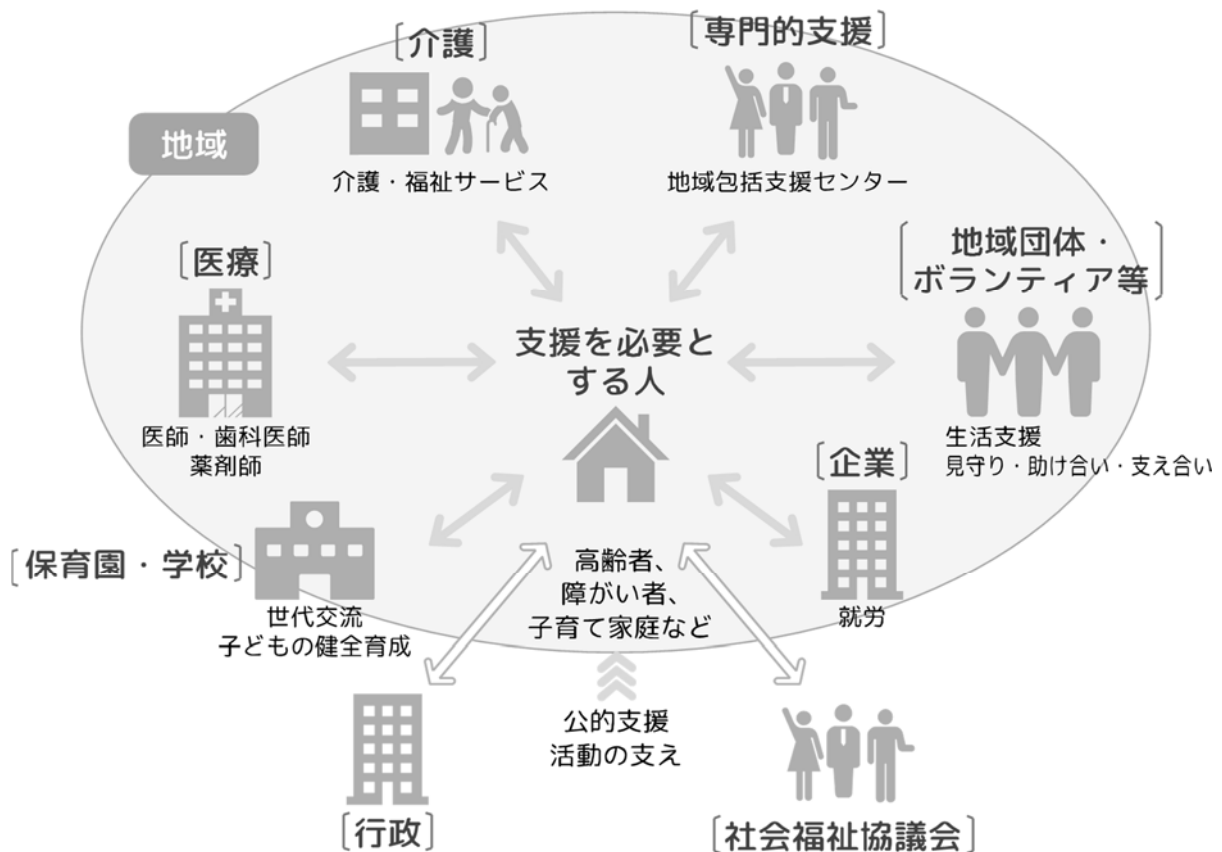
地域共生社会を実現するためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、



三者がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することが必要です。

地域共生社会のイメージ





## 施策の展開

### 基本目標 1 助け合い、支え合いの地域づくり

#### 施策 1-1 近所付き合いに対する意識を高める

近年、少子高齢化や世帯の小規模化などから、地域での交流の希薄化が懸念されています。

地域のつながりを強めるため、地区の交流会を開催することで、日常的なつながりを持ち、お互いのことをよく知るための地域での助け合いを支援します。

取組	取組内容
地域のつながりとお互いを尊重し合える環境づくり	住民が互いに顔見知りになることにより、日常的なつながりを持ち、お互いのことをよく知るための地域での助け合いを支援します。 ○地区の交流会（サロン）の開催 ○敬老会による地域住民の顔合わせ



柏木区いきいきサロン



柳沢いきいきサロンクリスマス会

## 施策 1-2 見守りや助け合いに対する意識を行動につなげる

地域での活動の促進に向けて、地域住民が積極的に参加できるように、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心を持つ人を増やすことが重要です。

福祉コミュニティの構築を目指し、地域住民、社会福祉協議会、行政が連携し問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐセーフティネットの構築に努めます。

そのためにも、行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作ることにより、それぞれの活動への理解を広く促進していきます。

取組	取組内容
<p>地域での住民の支え合いの促進</p>	<p>地域の人々が、お互いに助け合い、支え合いながら生活していくためには、身近な地域に住む人々の間で、心のつながりを育てていくことが大切です。</p> <p>日頃から地域が主体となって、性別、世代を超えて、すべての住民が交流できるような機会や場を増やし、こうした交流の中から住民が自発的に地域の福祉への関心を持ち、活動に参加していけるよう、きっかけづくりや既存の地域活動との連携を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきいきサロン</li> <li>○生活支援体制整備事業</li> <li>○福祉教育の推進</li> </ul>
<p>地域における見守り体制づくり</p>	<p>地域の福祉団体による小地域ネットワーク活動などにより実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員協議会による訪問や心配ごと相談</li> </ul>
<p>福祉施設等の事業への参加促進</p>	<p>福祉施設等が開催する事業を周知し、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度の高揚を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有線放送、広報のWEBなどで啓発</li> </ul>
<p>イベントによる交流の促進交流できる場づくり</p>	<p>だれもが集えるイベントを開催することによって、地域住民全体の交流を図ります。</p> <p>同じ悩みを持つ人の交流の場づくりや、世代間交流ができる場づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア祭</li> <li>○「おいでなして原宿」のイベント</li> </ul>

取組	取組内容
各福祉団体と福祉施設等の連携による交流	行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作ることにより、それぞれの活動への理解を深め、地域福祉の向上を図ります。 ○ケアマネジャー連絡会 ○地域ケア会議 ○介護保険指定事業所連絡会 等

### 施策 1-3 困っている人のニーズの発信と吸い上げ

社会状況の変化に伴い、生活の中での地域のつながりは大きく変化してきています。世帯の核家族化の進行や高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化等により、近所同士での助け合いがなくなりつつあると言われていています。地域の課題も複雑化・多様化し、助けを必要とする人への支援につながらないというような、社会的孤立も問題化してきています。

地域住民に様々な活動を通じてニーズを吸い上げるとともに、広報誌やホームページなどの情報提供の充実を図り、情報入手が困難な人が、ニーズを発信しやすい環境づくりに努めます。

また、地域住民にアンケートやヒアリングを実施し、ニーズの吸い上げと地域福祉計画の策定の際の参考データとして把握します。

取組	取組内容
福祉サービスへの住民の参画	福祉計画の策定に参画できるよう継続し具体的施策に関する意見・提案・計画の進捗状況について協議し、推進を図ります。 ○住民アンケートなどを実施し、住民の方のニーズを吸い上げる

取組	取組内容
福祉サービスの情報収集	<p>社会福祉協議会、事業所が実施している福祉サービスなどを広報紙やホームページなどで情報提供の充実を図ります。また、情報入手が困難な人への配慮として「人と人のつながり」を利用した情報収集を行い、必要な人に必要な情報の提供に努めます。</p> <p>地域の様々な課題解決に向け地域福祉コーディネーターが地域に出向き、課題を発見し、支援のネットワークづくりを行う役割を担っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○WEB、広報などによる周知</li> <li>○配食サービスを利用した情報提供</li> <li>○移動販売車「とくし丸」を利用した情報収集</li> <li>○地域住民の集いの場を利用した情報収集</li> <li>○民生委員の訪問活動による情報収集</li> <li>○地域福祉コーディネーターによる情報収集</li> <li>○保健師による情報収集</li> <li>○相談員による情報収集 など</li> </ul>

## 基本目標 2 地域活動の基盤づくり

### 施策 2-1 住み慣れた地域で生活するための環境づくり

地域福祉を推進する上で、「地域のために力になりたい」と考える高齢者も数多くいます。高齢者の社会参加は生きがいづくりや地域の活性化につながるため、積極的な地域福祉活動への参加を図り、地域福祉を推進していくことが必要です。

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者を対象に、福祉輸送サービスを実施して外出を支援しています。

また、外出が困難な高齢者や障がい者に配食サービスを行うことで住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。

取組	取組内容
交通不便者の外出支援	<p>公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者を対象に、福祉輸送サービスを実施して外出を支援しています。また、公共交通のあり方について子どもや高齢者、障がい者など地域住民の利用ニーズの検討をしています。</p> <p>○福祉輸送サービス</p>
交通不便者への支援	<p>外出が困難な高齢者や障がい者に買い物支援やお弁当の配達を行うことで、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。</p> <p>○配食サービス</p> <p>○移動販売車「とくし丸」の誘致</p>



福祉輸送

## 施策 2-2 ボランティア活動の推進

地域のために貢献したいという思いを活動につなげるため、ボランティアの活動内容についての情報提供や参加しやすい環境づくりが必要です。

ボランティア活動に関する学習や研修の場を拡充することにより、支え合い体制の強化を図るとともに、ボランティア活動をしたい人と、それを求める人とを結ぶ専任のボランティアコーディネーターが活躍するおいでなして原宿を拠点にボランティアセンターのような新たな仕組みづくりを進めていきます。

取組	取組内容
<p>ボランティア支援と生活圏域に密着した福祉活動の創出</p>	<p>「福祉の村づくり」の主役は、その地域に住み、地域の実情をよく知っている人々であり、お互いが地域の福祉への関心を高め、福祉活動に主体的に参加していくことが、地域の福祉を充実させることにつながっていきます。お互いに支え合い、助け合う地域づくりのためには、福祉についての学習や体験が重要な役割を果たします。学習で得た知識や経験を実際に活かし、継続的な活動へと結び付けていくことが重要になります。そのため、学校、関係団体・機関との連携を強化し、住民が学習しやすい環境づくりと支援体制の充実を図っていきます。また、ボランティア活動は地域の人々による福祉活動の中核を占めるものです。アンケート調査では、“誰でも気軽にでき”、“定期的でない”活動について情報提供があれば「参加できる」という回答が挙がっていたことから、PRの仕方等の工夫により、ボランティア活動のさらなる充実につながることが期待できます。ボランティア活動に関する学習や研修の場を拡充することにより、支え合い体制の強化を図るとともに、既存の「有償ボランティア」の協力会員を増やす工夫はもとより、活動をしたい人と、それを求める人とを結ぶ専任のボランティアコーディネーターが活躍するおいでなして原宿を拠点にボランティアセンターのような新たな仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>《福祉教育の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長野大学福祉基礎実習受入れ</li> <li>○小・中学校への福祉教育</li> <li>○サマーチャレンジ</li> <li>○有償ボランティアねこの手サービス</li> <li>○傾聴ボランティアのぞみの推進</li> </ul> <p>《ボランティア連絡協議会運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会へ地域福祉推進事業として委託し実施</li> </ul>

取組	取組内容
ボランティア講習会の実施	<p>高齢者をはじめ、より多くの地域住民がボランティア活動に参加できるようにボランティアに関する研修や講習会の充実を図ります。特に、ボランティアの意欲はあるものの、その機会が見つからない人に対応するため、幅広い内容の講座等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉推進事業として社会福祉協議会へ委託し実施</li> <li>○ねこの手協力会員の研修</li> <li>○傾聴ボランティア「のぞみ」研修</li> </ul>
ボランティアが活動しやすい仕組みづくり	<p>若年者層や勤労者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備します。</p> <p>また、村内で行われているボランティア活動の情報を提供し、支援を必要とする人につなげるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアポイント制度導入の検討（新規事業）</li> </ul>



ねこの手協力会員の研修



## 施策 2-3 地域福祉推進組織の育成支援

社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。

引き続き、村民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成等を行い、民生児童委員協議会や各団体、事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

新しい福祉の流れや社会の動向を的確に把握し、十分に応えられる体制を構築していくことができるよう支援していきます。

取組	取組内容
地域福祉推進のための社会福祉協議会支援	<p>社会福祉協議会には、ボランティア組織の支援、地域の新しいニーズの発見、行政のサービスでは対応しづらい分野への取組等、地域に密着したきめ細かいサービスの提供をすることが重要な役割となっています。</p> <p>そこで、新しい福祉の流れや社会の動向を的確に把握し、十分に応えられる体制を構築していくことが求められています。行政として、基盤強化を図っていただけるよう支援していきます。</p> <p>○社会福祉協議会基盤強化のための育成支援</p>



## 基本目標 3 適切な支援へつなげるしくみづくり

### 施策 3-1 相談に結びつけるための支援を充実する

高齢化や世帯の小規模化が進み、地域住民が抱える不安や悩み事は複雑化・多様化しています。また、地域のつながりの希薄化も問題となり、助け合いにより解決してきた問題が、地域から孤立してしまうことによって、支援を必要とする人に適切な支援が届かないといった問題が起きています。

また、村内には多くの高齢者や障がい者が生活しており、今後も日常生活の援助、財産管理、福祉サービスの利用援助など、権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが想定されます。

子ども、高齢者、障がい者などが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、情報提供の充実や気軽に身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

取組	取組内容
福祉サービスの情報提供	<p>福祉に関する情報が広く浸透することは、住民のボランティア等の福祉活動を活発化することにもつながります。広く住民に情報が行きわたるよう、福祉に関する情報の収集・提供体制を整備し、広報や回覧板とともに、村のホームページでの情報提供を充実させることに努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○有線放送、WEB、広報などでの啓発</li><li>○地域福祉センターへの情報掲示</li><li>○民生児童委員の訪問の際に情報提供・繋ぎを行う</li><li>○保健師による情報提供</li><li>○相談員による情報提供</li><li>○地域福祉コーディネーターによる情報提供 など</li></ul>

取組	取組内容
<p><b>相談体制・苦情対応制度の整備</b></p>	<p>住民一人ひとりの実情に応じた相談や支援を気軽に受けられる体制づくりが求められています。住民一人ひとりが的確な相談を身近な地域で受けられるよう体制づくりに努めていきます。また、利用者の権利意識の高まり等から、様々な苦情が発生することが予想されることから、関係機関と連携を図り、円滑に苦情処理を行う体制を整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○来庁者への相談対応</li> <li>○福祉・保健・医療の各相談を受けられる地域福祉センター窓口に加え、民生児童委員等による訪問や心配ごと相談の折必要な場合は行政へ連絡を受ける</li> </ul>
<p><b>生活困窮者への支援</b></p>	<p>経済的に苦しい暮らしを続ける住民などが生活保護に陥らないようにするため、情報を収集すると同時に、気になる方を専門機関へつなげ、早めの生活習慣の改善、借金や多重債務、家賃滞納の解消に向けたアドバイスを行うとともに、定期的な訪問を行い、自立した生活の再建に向けて支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政・社会福祉協議会・保健福祉事務所・生活就労支援センターまいさぼ信州諏訪との連携</li> </ul>
<p><b>成年後見制度の普及</b></p>	<p>認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度がありますが、制度の周知が十分でないことから、引き続き制度の周知に努めます。また、相談窓口においても適切に案内し、利用の促進を図ります。</p> <p>諏訪圏域で連携しながら中核機関の機能を整えていきます。また、本村での課題を分析し「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○来庁者への相談対応</li> <li>○成年後見センターへの相談体制</li> </ul>
<p><b>虐待を見逃さないネットワークの確立</b></p>	<p>地域住民や福祉関連事業者、医療機関等が協力して、子ども、高齢者、障がい者（児）に対する虐待、あるいはDVの早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、適切に対応していきます。また、関係機関と連携し、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対応マニュアルの作成</li> </ul>

取組	取組内容
<b>権利擁護意識の醸成 及び普及促進</b>	<p>認知症の高齢者や重度の知的障がい者等の日常生活上での福祉サービス利用支援として、また生活上での法的な支援として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会が原村社会福祉協議会に委託）を実施しています。今後も、潜在的な利用者ニーズの把握に努め、利用者増を勘案し、住民や法人による後見人・補佐人・補助人等の養成を関連諸団体（弁護士会、社会福祉士会、司法書士会等）とも連携し、普及促進に努めていきます。諏訪圏域での「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向け検討をしています。</p>



## 施策 3-2 地域活動と公的な支援との連携による支援体制の確立

村の福祉行政の役割として、高齢者をはじめ、障がい者、子ども、生活困窮者それぞれの施策同士の連携により敏速な支援につなげられるよう、地域のニーズ把握に努めます。

また、関連計画である「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「健康増進計画」の推進状況を把握し、本計画との連動性を確保します。

取組	取組内容
地域に密着した総合的な連携強化	<p>地域包括支援センター「ひだまり」、諏訪圏域障害者総合支援センター「オアシス」、長野県諏訪生活就労支援センター「まいさぼ信州諏訪」と社会福祉協議会などの関係機関との連携をさらに強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○来庁者への相談対応</li> <li>○地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○地域福祉コーディネーターを活用した地域課題の解決</li> </ul>
子ども・子育て支援事業計画の推進	<p>「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を村全体で温かく見守り、必要なときには相互連携による手助けを行うなど子育てを支え合う環境づくりを推進します。</p>
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進	<p>「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	<p>「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域で支え合う村づくりを推進します。</p>
健康増進計画の推進	<p>「健康増進計画」に基づき、住民と行政が一緒になって健康施策をつくり、一緒に展開していく、「こうありたい型」の健康づくりを推進します。</p>

## 基本目標 4 地域で安全に安心して暮らせる村づくり

### 施策 4-1 災害時における避難行動要支援者の把握と地域での援助体制の充実

異常気象による被害が頻発する中、災害・防災への関心は高まってきています。

また、地域には高齢や障がい等の理由により、災害時に支援を必要とする人がいます。

さらに、地域のつながりの希薄化が進み、災害時における支援体制の整備がさらに重要性を増しています。

声かけや安否確認、世代間交流などにより地域社会の中で様々な人が関わり、住民が支え合う「福祉の村づくり」を、住民と区や自治会、行政や社会福祉協議会との連携を図ることで、要配慮者を把握し、災害等の緊急時でも要配慮者を支援できる体制を築くため、地域福祉推進の拠点を整備していきます。

取組	取組内容
緊急時・災害時の支援体制づくり	行政で避難行動要支援者名簿を作成し、迅速な対応を行える体制づくりを行い、地域の見守りを行っている民生児童委員協議会と連携し安否確認等に努めます。 災害時避難マニュアルの更新を行います。 ○避難行動要支援者名簿の更新
協働社会づくりとしての地域福祉（福祉の村づくり、地域防災等）	防災の観点からも、自主防災組織の整備や避難訓練などを常日頃の地域活動を通して実施していくことが求められています。また、地域の中には、行政からの情報を入力しにくい人や伝えにくい人もおり、行政で状況を把握しづらい場合があります。災害などが起こった場合の情報源として、人のつながりはとても重要です。声かけや安否確認、世代間交流などにより地域社会の中で様々な人が関わり、住民が支え合う「福祉の村づくり」を、住民と区や自治会、行政や社会福祉協議会との連携を図りながら進めていきます。さらに、災害時における避難行動要支援者に対する支援が急務であることから、避難行動要支援者に関わる情報の把握、及び共有による安否確認等の体制整備を図っていきます。 ○災害時住民支え合いマップの更新 ○社会福祉協議会へ地域福祉推進事業として委託し実施

## 施策 4-2 防犯と交通安全活動の推進

地域では、子どもから高齢者、男性・女性、障がい者、妊産婦等、様々な人が生活しており、だれもが安心して生活できるまちづくりが重要です。

地域の団体が見守り活動を行うことで、地域での犯罪抑止につながります。今後も見守り活動を推進するとともに、見守り活動を実施している人に対する防犯意識の向上を図ります。

取組	取組内容
見守り活動を通じた防犯活動の推進	地域の団体が高齢者、障がい者（児）や子どもの見守りを行っています。こうした見守り活動は、不審者等の発見や地域での犯罪の抑止につながるため、今後も見守り活動を推進するとともに、見守り活動を実施している人に対する防犯意識の向上に努めます。 ○民生児童委員の見守り、交通指導





## 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、村のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く村民に周知していきます。

#### (2) 協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

#### (3) 村・社会福祉協議会の連携による推進体制の整備

原村社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、村においては、計画の推進に当たって庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。

なお、個別計画に掲載している施策や事業については、各附属機関において審議してくものとするが、複雑化した問題や制度の狭間の問題などについても対応できるよう重層的支援体制の整備を進めていきます。

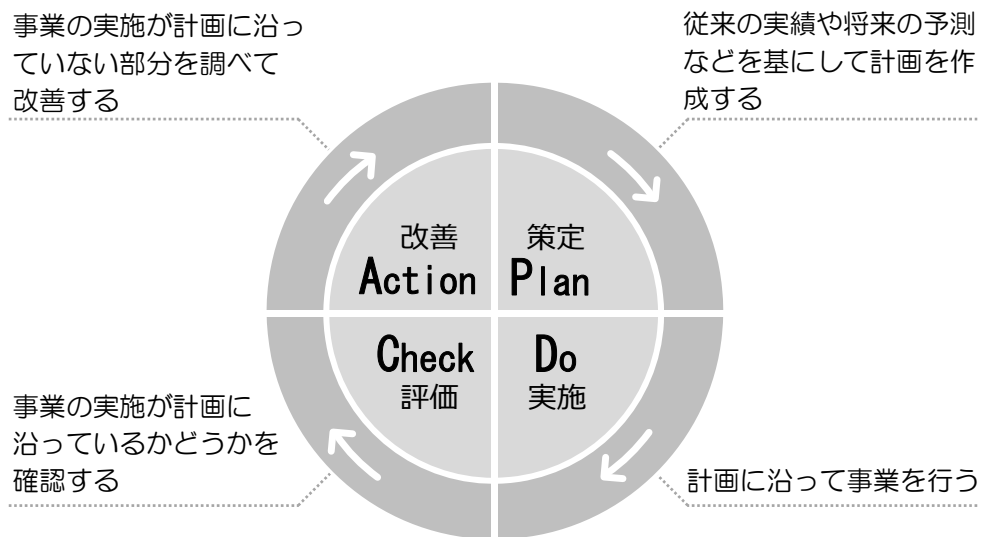


## 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進行管理や見直しを行うため、学識経験者や福祉関係者、村民などで構成する「原村地域福祉計画推進協議会」において、第4章に記載している各事業の実施状況等を把握・評価しながら改善・見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ





# 資料編

## 1 用語説明

### ア行

#### SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来にわたっても継続できる事業を検討し、取り組んでいる。

### カ行

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### サ行

#### サロン

地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、参加者が様々な活動を行うことができる場所。プログラムに沿った活動を実施する点が居場所と異なる。

#### 自然動態

人の出生と死亡に伴う人の流れを指す。ある時点における出生数と死亡数の差(自然増減という)から出生及び死亡による人口の増減を確認することができる。

#### 社会動態

転入や転出に伴う人の流れを指す。ある時点における転入者数と転出者数の差(社会増減という)から転入及び転出による人口の増減を確認することができる。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づいた民間の団体で、誰もがこれからも安心して暮らしていくことができるように、地域に対する福祉を進めていくことが目的。社協とも略され、日本全国の市区町村に設置されている。

## 障がい者差別解消法

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、「不当な差別」や「合理的配慮の不提供」をなくし、お互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会をつくるために制定された法律。

## 少子高齢化

人口全体に対して、子どもの割合が低下することと同時に、65歳以上の高齢者の割合が増加する現象。日本の社会保障や経済など様々な分野に影響が出ると考えられている。

## 生活困窮者

現在の生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を指す。生活困窮の背景には、就労状況、心身状況、地域社会の関わりなど様々なものが影響している。

## 生活困窮者自立支援法

生活困窮者が自立した生活を送ることができるようになるための法律。就労、家計、学習など、生活困窮者の自立を図るための事業が定義されている。

## 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

---

## タ行

---

## ダブルケア

親の介護と子育てを同時に行うことを指す。現在、少子高齢化が進み、このダブルケアを実施する世帯が増えてきており地域における課題の1つとなっている。

## 地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すという考え方。

## 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

## 地域福祉

これからも地域で安心して暮らせるようにするため、地域が抱える課題を地域に住む市民や福祉関係者などが協力して解決していく考え方。

## 地域福祉コーディネーター

地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材のこと。

## 地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

## 地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

---

## ハ行

---

## ひきこもり

様々な理由で学校や仕事に行くことができず、家にこもり家族以外の交流がほとんどない状態の人を指す。長期化することにより、生活困窮や経済的支援を行う親の介護などの問題の発生（8050問題）に発展する場合もある。

### 避難行動要支援者

災害発生時に自ら避難することが困難であり、迅速な避難の支援が必要な方を指す。

### 福祉サービス

自立した日常生活を過ごすことができるような支援の総称。高齢者、障がい者、子どもなど様々な分野で福祉サービスが存在する。

### ボランティア

自発的に行う社会活動、地域活動であり、様々な分野で多くの人が活動している。現在はボランティア活動に対する意識や考え方も「少数の人が行う特別な活動」ではなく、「誰でもできる身近な活動」といったものになってきた。活動は多様であり、有償のボランティア活動もある。

### ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行う際の心構えや注意点などの啓発、各機関やボランティアの調整などを行う役割ができる人材のこと。

---

	マ 行	
--	-----	--

---

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談対応や地域の見守りを実施し、また、行政や必要な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割がある。また、児童委員も兼ね、児童に関する支援も併せて実施する。

---

	ヤ 行	
--	-----	--

---

### 要支援者

独居高齢者、介護認定を受けている人(要支援、要介護)、障がい児(者)、高齢者で支援を希望する人を指す。

## 2 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年7月21日	第1回原村地域福祉計画推進協議会	(1) 令和元年度実施事業報告 (2) 計画策定にかかる今後のスケジュールについて (3) アンケート調査票の検討について
令和2年9月10日～ 9月18日	原村地域福祉推進のためのアンケート調査実施	原村在住の方を調査対象とする
令和2年10月20日	第2回原村地域福祉計画推進協議会	(1) アンケート調査の結果報告 (2) 基本理念にかかる意見交換 (3) 意見聴取について
令和2年11月26日	第3回原村地域福祉計画推進協議会	(1) 第4期原村地域福祉計画の骨子案について
令和2年12月25日	第4回原村地域福祉計画推進協議会	(1) 第4期原村地域福祉計画の計画素案について (2) パブリックコメントについて
令和3年1月20日～ 2月10日	パブリックコメントの実施	・第4期原村地域福祉計画（素案）について意見募集
令和3年2月17日	第5回原村地域福祉計画推進協議会	(1) パブリックコメントについて (2) 第4期原村地域福祉計画について

### 3 原村地域福祉計画推進協議会設置条例

平成21年3月25日

条例第3号

改正 平成29年6月15日条例第16号

(設置)

第1条 原村地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、原村地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、計画の実施や具体的施策に関する意見、提案及び計画の進捗状況について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、原村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年原村条例第4号）により支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月15日条例第16号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。



第4期原村地域福祉計画

令和3年3月

編集：原村 保健福祉課

〒391-0104

長野県諏訪郡原村 6649-3(原村地域福祉センター内)

電話：0266-79-7092

FAX：0266-79-7093

